

透析排水の中和処理に係る審査基準

令和3年4月26日排水指導課長決裁

(審査基準)

酸性及びアルカリ性排水の中和処理による場合は、中和槽の滞留時間10分以上（※）を満たしていること。ただし、透析医療機関から届出の添付資料として透析排水の中和処理装置に係る証明書が提出され、上記滞留時間に限らず排水基準に適合するものと判断される場合は、当該装置の設置を認めるものとする。

※『事業場排水指導指針と解説（公益社団法人 日本下水道協会）』第3章第5節酸性・アルカリ性排水の処理 に基づく